

この機をとらえ先端測量技術を活かす展望を ——地理空間情報活用推進基本法と測量業界の課題

東京大学空間情報科学研究センター センター長・教授
柴崎亮介氏インタビュー

地理空間情報の活用に向けた国および地方公共団体の責務を謳った地理空間情報活用推進基本法が成立した。基本法の実現に向け、法案の策定作業段階から中心的な役割を果たしてこられた東京大学空間情報科学研究センターの柴崎亮介センター長・教授に、基本法の意義と今後の測量業界の課題についてお話を伺った。

——地理空間情報活用推進基本法が成立しました。「基盤地図情報」の整備・提供など「地理空間情報」の活用を国の取り組みとして進めるという同法には、期待の声の大きい反面、実際には何が起こるのか、何が変わるのか、といった率直な疑問も聞かれます。

柴崎 まず、基本法ができたことによって、自動的に何かが変わるとか、国が何かをやってくれると思っている人がいるとすれば、それは間違いです。基本法自体は考え方を示したもので、そこに書いてあることも義務ではない。むしろ、それをどう活用するかによって、チャンスにもなればピンチにもなるのが、今回の基本法だということです。

実際、法律はできたけど何の動きもないということになると、政府や自民党の側では“ここまでやってあげたのに、結局、GISってニーズがないんだね”ということになりかねない。それが一番怖いわけです。

確かに、この基本法は議論を始めてから2年、途中で政府提案でなく議員立法になったという経緯もありましたが、比較的スムーズ



に成立にこぎつけました。ただそれは、「基盤地図情報」の整備をあくまで既存の電子データを活用して進めること、したがって数千億円の公共投資をすべきというような議論をせずに、仕組みを変革することで今あるものを利用するという点を政府に対して前面に押し出したから可能になったという面が大きいんです。ですから、基本法ができたからといって、例えば国が膨大な支出を計上して都市再生街区基本調査を全国で続けていくなど



ということは、やはり考えられません。

“何も生まないモデル”の転換へ

——基本法という大義名分を活用して何をするかを考えておかないといけないということですね。

柴崎 やはり、行き詰まっている現在の地図ビジネスのモデルを大きく転換する方向に舵を切っていく必要があるんじゃないでしょうか。

例えば、現在の公共測量業務というのは、一度測量してデータを納めたら終わり、それ以上何も生まないモデルになっている。けれども、一度納めたデータをもう一度下取りし、今度は地図にして利用すれば、鮮度も上がり利用者も増える。データの有効活用であり、ビジネスとしても回っていく構造ができるわけです。

その際に問題になるのは、一つは測量法の時代遅れの規定ですね。デジタルデータの複写もダメといった実態にそぐわない部分は、変えていく必要があります。もう一つは、国や自治体が提供したデータを様々な用途に応用可能な地図データへと編集・加工する作業が重要になってきます。ところが、この部分を担う、いわば中間層が現状では決定的に不足しています。

もっとも、大阪や岐阜では自治体と民間企業が組んで、タダで測量データを提供するかわりに更新された地図データをもらうといった提携が成立している例もあります。基本法、直接にはそれに基づいて策定される地理空間情報活用推進基本計画がきっかけとなって、今後そうした形の連携が広がっていけばいいのですが。

高度な計測技術に特化すべき

——測量業界としては、そうした中間層、データのインテグレータとしての役割に対応していく必要がある、と。

柴崎 いや、私は必ずしもそうは考えていません。中間層に上がっていけば、今後はそのレベルでの厳しい競争にさらされることになると思います。むしろ、これから測量業界は、早く、広く、正確にデータを取得する計測技術にますます特化していくべきじゃないかと考えているんです。

これからの地理空間情報活用のあり方は、

基本的に、バラバラに整備されては1回きりしか使われてこなかった様々なデータを寄せ集め、再利用するという形です。そのために、埋もれたデータをインテグレートし新たな製品を作って販売したりすることが自由にできるようにする。また、その品質がしっかりしていれば認定が受けられ、公共セクターでも使ってもらえるようにする必要があります。制度的には、公共測量作業規程一本やりの仕組みはやめてデータ供給を自由化する一方、データの精度やデータベースの更新状況などの品質評価に基づくプロダクト規程を明確化する。そういう方向になってくると思います。

つまり、地図を作る産業分野が広がっていく。そうなれば、高度なデータ計測にも、より大きなニーズが生まれてくるでしょう。例えば、自動車に計測システムを積んで2週間で日本全国のマザイクを作ることができれば、Googleやマイクロソフトのような企業がその技術を買って、一気に地図製作に乗り出してくるようなことも起こるかもしれません。

地図産業の拡大に斬り込む戦略を

——基本法は、従来型の測量ビジネスに官製特需をもたらすようなものではけっしてなく、むしろ規制緩和を通じて地図産業の大きな転換を促すきっかけとなりうるものだということですね。

柴崎 ええ。地図、あるいは情報を場所に落

として流通・検索するといった分野は、情報産業全体の中でもいまや大きなトレンドとなっています。社会的ニーズはあるし、データもある。あとは初期リスクを引き受けながら、誰が新しいビジネスモデルの構築へ舵を切っていくか、というところですね。基本法の成立はそれを促す重要なチャンスです。

パイは確実に大きくなるけれど、競争も厳しくなる——そうした地図産業の転換を見据えて、測量の技術とノウハウの蓄積に磨きをかけ、それを積極的に活かしていってほしいと思います。

——ありがとうございました。

